

基本的人権と公共の福祉

現代社会

憲法

政治

経済

国際社会

これから

今日の問い

基本的人権はどのように保障され、どんな場合に制限されるのだろうか。

読み終えたら、最後の「問いへの答え」を見る前に、自分の言葉で答えてみよう。

1 個人の尊重と基本的人権

幸福追求権

個人の尊重

一人ひとりを大切にする憲法の基本の考え。

基本的人権

人が生まれながらにもつ侵されない権利。

幸福追求権

幸福を追い求める権利。新しい人権の根拠となる。

日本国憲法は、すべての人が人間として尊重されることを基本とし、**第13条**で**個人の尊重**を定めている。また、**第11条**で、基本的人権は侵すことのできない永久の権利として保障されると述べる。**基本的人権**は、人が生まれながらにもつ権利であり、国が与えるものではない。

第13条は、生命・自由・幸福追求に対する国民の権利を、最大限に尊重すべきだとも定めている。この**幸福追求権**は、憲法に具体的に書かれていない新しい人権の根拠にもなる。基本的人権には、平等権、自由権、社会権のほか、人権を守るための**参政権**と**請求権**があり、日本国憲法はこれらを保障している。参政権は選挙などで政治に参加する権利、請求権は国に救済を求める権利である。

2 公共の福祉と国民の義務

人権の制限

公共の福祉

社会全体の利益。人権をおたがいに調整する考え方。

国民の義務

憲法が国民に課す、果たすべき務め。

納税の義務

税金を納める義務。

人権は大切だが、無制限ではない。他人の人権を侵害したり、社会全体に迷惑をかけたりしてはならない。憲法は、人権が**公共の福祉**によって制限されることがあると定めている。公共の福祉とは、社会全体の利益や、人々の人権が互いにぶつかったときの調整の考え方である。制限の例には、感染症の患者の入院、他人の名誉をきずつける表現の禁止、道路や公園をつくるための土地の収用などがある。

一方、国民には**国民の義務**もある。憲法は、保護者が子どもに**普通教育**を受けさせる義務、**勤労の義務**、**納税の義務**の3つを定めている。義務を果たすことは、権利を保障し社会を成り立たせるために必要である。また、権利は国民の不断的努力で保持するものであり、権利を濫用してはならないと憲法は述べている。

義務	内容
普通教育	保護者が子どもに受けさせる
勤労の義務	働く能力のある人が働く
納税の義務	法律の定めで税金を納める

問いへの答え

日本国憲法は、第13条で個人の尊重と幸福追求権を定め、基本的人権を侵すことのできない永久の権利として保障している。ただし人権は無制限ではなく、公共の福祉によって制限されることがあり、国民は普通教育・勤労・納税の義務も負う。

次は **ノート** で、下線に語句を書きながら確かめよう →

